

14章 教育

(1) 障がいのある子どもたちの学びの場 **身** **知** **精** **難**

(資料編31～33ページ)

内容	<p>障がいのある幼児・児童・生徒は、障がいの状況等に応じて様々な教育の場で学んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園、小・中・義務教育学校の通常の学級 <ul style="list-style-type: none"> ※ 通級指導教室 小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍する児童生徒が、一部の授業について障がいの特性に応じた特別な指導・支援を受けることができる「通級指導教室」もあります。 ○ 小・中・義務教育学校の支援学級 <ul style="list-style-type: none"> (弱視学級、難聴学級、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、自閉症・情緒障がい学級) ○ 府立支援学校 <ul style="list-style-type: none"> (視覚支援学校、聴覚支援学校、知的障がい支援学校、肢体不自由支援学校、病弱支援学校) ※ 支援学校により異なりますが、幼稚部、小学部、中学部、高等部があります。 ※ 訪問教育 <ul style="list-style-type: none"> 肢体不自由支援学校、病弱支援学校在籍者で障がいの状況が重度又は重複しており、通学による教育を受けることが困難な児童生徒には、支援学校の教員が家庭や児童福祉施設、医療機関等を訪問し指導する「訪問教育」があります。 ○ 高等学校 <ul style="list-style-type: none"> ※ 詳細は(6)(7)(8)を参照してください。
----	--

(2) 就学に関する相談 **身** **知** **精** **難**

内容	就学に関する多様な情報を提供しながら教育相談を実施しています。
対象者	障がいのある子どもの保護者
窓口	市町村教育委員会

(3) 府立支援学校見学会 **身** **知** **難**

内容	6月頃より就学に関する学校見学会を実施しています。 また、随時、教育相談等を行っています。
対象者	障がいのある子ども、及びその保護者
窓口	支援学校(資料編31、32ページ)

(4) すこやか教育相談 (身) (知)

内容	児童・生徒及びその保護者や教職員からの学校生活に関わる電話・面接・電子メール・FAXによる相談に、経験豊かな相談員等が応じ助言・支援を行っています。 なお、面接（来所）相談は学校を通じて事前に予約が必要です。
窓口	大阪府教育センター（すこやか教育相談） 〒558-0011 住吉区苅田4-13-23 ①電話・電子メールによる相談 ○子どもからの相談（すこやかホットライン） TEL 06-6607-7361 e-mail sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp ○保護者からの相談（さわやかホットライン） TEL 06-6607-7362 e-mail sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp ○教職員からの相談（しなやかホットライン） TEL 06-6607-7363 e-mail sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp ○高校中退に関する相談（学びふたたびホットライン） TEL 06-6607-7353 ②FAXによる相談 FAX 06-6607-9826 ③面接による相談（学校を通じて事前に予約が必要です） TEL (代) 06-6692-1882 (内線250) *電話・面接受付 月曜日～金曜日 9:30～17:30 (土・日・祝日、年末年始は休み) *電子メール・FAX受付 24時間受け付け、ただし回答は後日となります。 ※「すこやか教育相談」のホームページ http://wwwc.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm

(5) 特別支援教育就学奨励費の支給 (身) (知) (精) (難)

内容	世帯の収入等に応じて就学に必要な諸経費の負担軽減を行います。
対象者	下記に該当する幼児・児童・生徒の保護者等 ①支援学校に在籍する幼児・児童・生徒 ②小・中・義務教育学校の支援学級に在籍する児童・生徒 ③小・中・義務教育学校の通級指導教室で指導を受けている児童・生徒 ④小・中・義務教育学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒
窓口	通学している学校

(6) 公立高等学校への入学 (身) (知) (精) (難)

内容	障がい等の状況により配慮が必要な生徒を対象として、入学者選抜において、検査時間・休憩時間の延長、代筆解答、介助者の配置、点字による受験、別室受験、拡大した学力検査用紙による受験、ワープロ・パソコン等の機器の使用等の受験上の配慮を行っています。
窓口	大阪府教育庁教育振興室高等学校課学事グループ TEL 06-6944-6887 FAX 06-6944-6888

(7) 府立高等学校における通級による指導 (精)

内容	障がいのある生徒に対して、大部分の授業を在籍する通常の学級で行いながら、特別の教育課程を編成し、一部の授業について、障がいの特性に応じた特別の指導を実施します。
設置校	府立柴島高校、府立松原高校
対象者	学校教育法施行規則第140条に定める特別の教育課程が編成できる障がい種別のうち、自閉症者、情緒障がい者、学習障がい者及び注意欠陥多動性障がい者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当なものを対象とします。
窓口	大阪府教育庁教育振興室支援教育課企画調整グループ TEL 06-6944-6890 FAX 06-6944-6888

(8) 府立高等学校等（自立支援推進校及び共生推進校）への入学 ㊦

(知的障がい生徒自立支援コース及び共生推進教室)

内容	<p>知的障がいのある生徒を対象として、知的障がい生徒自立支援コース（9校）と共生推進教室（8校）を設置しています。</p> <p>知的障がい生徒自立支援コース設置校 ⇒ （資料編33ページ）</p> <p>①高等学校に「知的障がい生徒自立支援コース」を設置しています。</p> <p>②生徒の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行いながら、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進します。</p> <p>共生推進教室設置校 ⇒ （資料編33ページ）</p> <p>①職業学科を設置する府立知的障がい高等支援学校（たまがわ高等支援学校・とりかい高等支援学校・すながわ高等支援学校・むらの高等支援学校、以下「本校」という。）の共生推進教室を府立高等学校に設置し、両校の連携協力のもと、高等支援学校の生徒が府立高等学校に通い、高等学校の生徒とともに学んでいます。</p> <p>また、週1回程度、本校で職業に関する専門教科を学んでいます。</p> <p>②生徒の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行いながら、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するとともに、支援学校と高等学校が連携し就労支援を図ります。</p> <p>【参考】</p> <p>○平成31年度入学者選抜（平成31年度入学者選抜方針より）</p> <p>①主な応募資格は下記のとおりです。詳しくは、支援教育課企画調整グループにお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成31年3月に大阪府内の中学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者・療育手帳を所持する者または児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者・自主的な通学が可能である者 <p>②選抜方法</p> <ul style="list-style-type: none">・調査書、推薦書及び面接を資料とします。 <p>③募集人員（平成30年度入学者選抜実施要項より）</p> <ul style="list-style-type: none">・知的障がい生徒自立支援コース 各校 3人* *枚方なぎさ高校、松原高校、貝塚高校は4人・共生推進教室 各校 3人
窓口	大阪府教育庁教育振興室支援教育課企画調整グループ TEL：06-6944-6890 FAX：06-6944-6888